

－ 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例・規則名 東京都自然保護条例の一部を改正する条例

公布年月日・番号 令和 7 年 3 月 31 日・東京都条例第 81 号

第 1 概要

1 改正理由

有料施設等の使用料及び占用料の上限額を改定するほか、使用料及び利用料金に係る規定を改める必要がある。

2 改正内容

一 条例別表第 2 及び第 3 に規定する自然公園施設の使用料及び占有料の上限額を適正額に改める。

(1) 使用料

ア 土地（1 平方メートル 1 月）

88 円 → 89 円

イ 建物（1 箇所 1 月）

1 万 7,800 円 → 1 万 7,100 円

(2) 占有料

ア 電柱及び標識（1 本 1 月）

105 円 → 108 円

イ 水道管、下水道管及びガス管並びに電線（1 メートル 1 月）

94 円 → 97 円

ウ 鉄塔（1 平方メートル 1 月）

94 円 → 97 円

エ 変圧塔及びマンホールの類（1 箇所 1 月）

94 円 → 97 円

オ 郵便差出箱及び信書便差出箱（1 箇所 1 月）

34 円 → 38 円

カ 公衆電話所（1 箇所 1 月）

94 円 → 97 円

キ 地下の占用物件（１平方メートル１月）

（ア）地上露出部分

94 円 → 97 円

（イ）地下部分

47 円 → 48 円

ク 高架の占用物件（１平方メートル１月）

47 円 → 48 円

ケ 天体、気象又は土地の観測施設（１平方メートル１月）

94 円 → 97 円

コ 食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫（１平方メートル１月）

94 円 → 97 円

サ 太陽電池発電施設（１平方メートル１月）

94 円 → 97 円

シ 保育所その他の社会福祉施設（１平方メートル１月）

94 円 → 97 円

ス 写真撮影のための常時占用（撮影機１台１月）

752 円 → 776 円

セ 写真撮影のための臨時的な占用（１回（１時間以内））

1,075 円 → 1,212 円

二 条例別表第３の２に規定する有料施設の使用料の上限額を適正額に改める。

宿泊施設

東京都立大島公園海のふるさと村 キャンプ場

ア デッキテントサイト（１人１泊）

（ア）一般

300 円 → 1,000 円

（イ）小学生及び中学生

150 円 → 500 円

イ フリーテントサイト（１人１泊）

（ア）一般

200 円 → 800 円

(イ) 小学生及び中学生

100 円 → 400 円

ウ バンガロー (1 室 1 泊)

1 万 2,000 円 (新設)

三 有料施設の使用料に係る規定を削除し、有料施設の利用料金に係る規定を定めた別表第 4 を改定する。

第 2 施行日

一及び二にあつては令和 7 年 4 月 1 日、三にあつては規則で定める日

第 3 問合せ先

環境局自然環境部緑環境課

直通 03-5388-3555

内線 42-641